

○徳之島町企業誘致条例

平成 22 年 12 月 14 日条例第 20 号

徳之島町企業誘致条例

(目的)

**第 1 条** この条例は、徳之島町における企業の立地を促進するため、当該事業者に対し必要な助成措置等を講じ、もって当町経済活動の発展を図ることを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において企業とは、徳之島町において、企業活動を目的とした社会的企業責任を全うするものをいう。

(企業の認定)

**第 3 条** 第 1 条の助成等は、企業の立地が当町の振興及び経済活動の発展に寄与するものであり、規則で定める要件に該当する企業で、町長が認定した企業（以下「認定企業」という。）に対して行う。

2 認定を受けようとする企業は、規則の定めるところにより町長に申請し、認定を受けなければならない。

(助成措置等)

**第 4 条** 町は、前条の規定による認定企業に対して、次の各号による助成措置等を講じることができる。

- (1) 用地の斡旋・提供又は貸与
- (2) 道路・水道などの公共施設整備の推進
- (3) その他の必要な便宜，支援

(措置等の継承)

**第 5 条** 認定企業において、合併・相続又は事業の譲渡等によって地位に変更が生じた場合にも継承できる。

2 前項の継承人は、規則で定めるところにより、町長にその旨を届出なければならない。

(措置の取消し)

**第 6 条** 町長は、認定企業が次の各号の一に該当すると認めるときは、認定を取消すことができる。

- (1) 助成措置等に対する条件等に違反があったとき。
- (2) 偽り，その他不正の手段により認定を受けたことが認められたとき。
- (3) 事業を休止，又は廃止したとき。
- (4) その他，重大な欠格が生じたとき。

(報告)

**第 7 条** 町長は、認定企業に対して事業の進捗状況等について、報告を求めることができる。

(規則への委任)

**第8条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。